

第2類医薬品

かつこんとう

阪本漢法の葛根湯

エキス顆粒

眠くなる成分は入っていません

感冒の初期、鼻かぜ、
頭痛、肩こり、筋肉痛、
手や肩の痛み



満量服少[®]

有効成分
そのまま！

飲みやすくなりました
(1包あたり3g→2g)

満量処方

日本薬局方 葛根湯エキスの
生薬量最大の25g処方の生薬から
抽出して得られたエキスを
全量配合した顆粒剤

【保管及び取扱い上の注意】

- (1) 直射日光の当たらない湿気の少ない涼しい所に保管してください。
- (2) 小児の手の届かない所に保管してください。
- (3) 他の容器に入れ替えないでください。
(誤用の原因になったり品質が変わります。)
- (4) 湿気などにより薬が固化することがありますので、1包を分割した残りを服用する場合には、袋の口を折り返して保管し、速やかに服用してください。
- (5) 使用期限を過ぎた製品は服用しないでください。

【お客様相談室】 ☎ 06-6423-0565
(祝日を除く月～金曜日10:00～17:00)

【製造販売元】

株式会社 阪本漢法製薬
兵庫県尼崎市名神町1-5-12

副作用被害救済制度 ☎ 0120-149-931

一歳の子供から大人まで服用できる

エキス顆粒

かつこんとう

阪本漢法の
葛根湯

満量
処方

セルフメディケーション
税 控 除 対 象

42包

第2類医薬品

眠くなる成分は入っていません

感冒の初期、鼻かぜ、頭痛、
肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み

この箱は本剤とともに保管し、服用の際には 漢方製剤
よくお読みください。

【販売名】 阪本漢法の葛根湯エキス顆粒

第2類医薬品

【効能・効果】
体力中等度以上のものの次の諸症：感冒の初期(汗をかいていないもの)、鼻かぜ、鼻炎、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み
【用法・用量】 1日3回食前又は食間に服用してください。

年 齢	1 回 量	服用回数
成人 (15歳以上)	1 包	1日3回
7歳以上 15歳未満	2/3 包	
4歳以上 7歳未満	1/2 包	
2歳以上 4歳未満	1/3 包	
2歳未満	1/4 包	

※食間とは食後 2～3 時間を指します。
※水かお湯で服用してください。

<用法・用量に関連する注意>

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させてください。
- (2) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させてください。

【成分・分量】 成人1日量3包(1包2.0g)中 日局 葛根湯エキス 4.34g

成 分	分 量	成 分	分 量
日局 カッココン	8g	日局 シャクヤク	3g
日局 マオウ	4g	日局 カンゾウ	2g
日局 タイソウ	4g	日局 ショウキョウ	1g
日局 ケイヒ	3g	より製した乾燥エキス	

添加物：乳糖水和物、結晶セルロース、軽質無水ケイ酸、ステアリン酸マグネシウム

※本剤は天然物(生薬)のエキスをを用いていますので、顆粒の色調等が多少異なることがあります。

製造
番号

使用
期限



4 987076 628078

押して開ける▶

△ 使用上の注意

❌ してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)
次の人は服用しないこと 生後3ヵ月未満の乳児

🗨️ 相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
(1) 医師の治療を受けている人 (7) 今までに薬などにより発疹・発赤、かゆみ等を起こしたことがある人
(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人 (8) 次の症状のある人
(3) 体の虚弱な人 (体力の衰えている人、体の弱い人) むくみ、排尿困難
(4) 胃腸の弱い人 (9) 次の診断を受けた人
(5) 発汗傾向の著しい人 高血圧、心臓病、腎臓病、
(6) 高齢者 甲状腺機能障害
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この箱を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気、食欲不振、胃部不快感

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
偽アルドステロン症、ミオパチー	手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。
肝機能障害	発熱、かゆみ、発疹、黄疸(皮膚や白目が黄色くなる)、褐色尿、全身のだるさ、食欲不振等があらわれる。

3. 1ヵ月位 (感冒の初期、鼻かぜ、頭痛に服用する場合には5～6回) 服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この箱を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
4. 長期連用する場合には、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること